

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会蕨訪問看護事業  
並びに指定介護予防訪問看護事業運営規程

平成 21 年 2 月 16 日  
規 程 第 5 号

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づき、社会福祉法人蕨市社会福祉協議会が開設する指定訪問看護事業所並びに指定介護予防訪問看護事業所蕨訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業並びに指定介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という。）について、指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第73条及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の規定並びに健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条の11の規定に基づき、訪問看護事業の適正な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護事業は、第1条に規定する各法令に定める要介護状態又は要支援状態にある者若しくは疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（以下「要介護者等」という。）の生活の質の確保に資する見地から、その家庭における療養生活を支援し、その者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 訪問看護事業の実施に当たっては、要介護者等の立場に立って関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと

もに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 蕨訪問看護ステーション

(2) 所在地 蕨市錦町3丁目3号27番(総合社会福祉センター)

(職員及び職務内容)

第4条 事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者(所長)

保健師又は看護師(常勤) 1名

(2) 看護師職員

看護師 2名以上

(3) リハビリ職員

療法士(兼務) 1名以上

(4) 事務員 1名(兼務)

2 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者(所長)

ア 管理者は、事業所の職員を管理し、適切な訪問看護事業が行われるよう運営を総括する。

イ 管理者は、事業所の設備及び備品等について、衛生管理を行う。

ウ 管理者は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が行われるよう、必要な管理を行う。

エ 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、必要な管理を行う。

オ 管理者は、訪問看護の事業について、報告を行う。

カ 訪問看護を担当する。

(2) 看護職員

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) リハビリ職員

計画書及び訪問記録書を作成し、リハビリを主とした訪問を担当する。

(休業日及び業務時間)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる休日を除く。)

2 業務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

3 連絡体制は、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供にあたっては、利用申込者の主治医が発行する訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき主治医並びに保健及び福祉サービスの担当者との密接な連携を図りながら実施する。

(訪問看護サービスの内容)

第7条 事業所が行う訪問看護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状観察
- (2) 清拭及び入浴介助
- (3) 褥瘡の処置
- (4) 服薬指導及び食事指導
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 排泄の介助
- (8) 家族及び介助者等に対する指導
- (9) その他訪問看護に必要なもの

(緊急時の対応)

第8条 第4条に規定する職員（以下「看護師等」という。）は、訪問看護を受けている者（以下「利用者」という。）が訪問看護の実施中に病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 看護師等は、前項の措置を講じた場合は、管理者に速やかに報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 提供した訪問看護事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した訪問看護事業に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した訪問看護事業に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が

相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の見問看護事業の実施地域は、蕨市の区域とする。

(利用料)

第11条 会長は、別表に定める利用料を利用者から徴収しなければならない。

2 第10条に定める通常の実業の実施地域を越えて行う指定見問看護並びに指定介護予防見問看護を提供した場合の交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車又はバイクを使用した場合には、次の額を徴収する。

(1) 事業の実施地域を越えてから、片道2 km以上10 km未満 150 円/回

(2) 事業の実施地域を越えてから、片道10 km以上 200 円/回

3 実費負担については、次の額を徴収する。

(1) 死後の処置料 15,000 円

(2) 日常生活上必要な物品 実費相当額

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第13条 看護師等は、正当な理由がある場合を除くほか、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、職員でなくなった後においても同様とする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、訪問看護事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

- (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的 to 実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業者は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、適切な訪問看護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるほか、事業の運営に必要な事項は、理事会が定めるものとする。

附 則 (平成21年2月16日規程第5号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月25日規程第8号)

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規程第5号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月25日規程第9号)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月15日規程第2号)

この規程は、令和2年1月15日から施行する。

附 則 (令和4年10月31日規程第12号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4項及び第14条から第17条

の規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

利 用 料

医療保険による訪問看護を利用した場合	介護保険による訪問看護を利用した場合
<p>1 健康保険の場合 基本利用料（1日につき） 訪問の都度算定する療養費の額に、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法（退職被保険者を含む。）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法に従い、それぞれの保険の区分による割合を乗じて得た額</p> <p>2 後期高齢者医療制度による場合 基本利用料（1日につき） 「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の規定による、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額</p>	<p>基本利用料（1回につき） 介護保険法の規定により、厚生労働大臣の定める額とし、当該訪問看護が法定代理受領サービスに該当する場合は、その1割、2割又は3割の額とする。なお、法定代理受領以外の指定訪問看護利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」また、法定代理受領以外の指定介護予防訪問看護利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。</p>
<p>備 考</p> <p>医療保険による訪問看護を利用した場合は、第1項又は第2項に定めるもののほか、会長は利用者の選択に基づき、次の訪問看護を提供した場合には、利用料として、次の額を利用者から徴収しなければならない。</p> <p>(1) 時間外における訪問看護 平日：午前8時から午前8時30分、午後5時から午後6時 休日：午前8時から午後6時 30分：1,600円</p> <p>(2) その他の利用料 30分：2,000円</p> <p>保険外による指定訪問看護以外のサービスに対する実費負担については、利用料として、次の額を利用者から徴収しなければならない。</p> <p>(1) 介護保険、医療保険適用外の訪問看護 上記、介護保険基本利用料の10割の額</p>	